

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

岩手国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

私が結婚してから離婚するまでの間、嫁ぎ先家族の国民年金保険料については、元義父（以下「義父」という。）が、家長として全てを取り仕切り、私の保険料を含めて納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の義父が、嫁ぎ先家族の保険料と一緒に納付してくれていたはずだと供述しているところ、申立人が婚姻した昭和42年4月から離婚した平成2年11月までの期間において、申立人と同居していたその元義妹（以下「義妹」という。）は、「当時、義姉の保険料についても、亡き父が、私の保険料と同じように納付していた。」と供述している。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和49年度特別適用により、義妹と連番で払い出されており、同市作成の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及び義妹に係る適要欄には、特例納付と過年度納付を行った場合の国民年金保険料額と一致する計算メモの記載があり、義妹に係る検認記録欄からは、昭和41年6月から50年3月までの保険料が、特例納付及び過年度納付により、同年に納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和50年4月から53年3月までの期間について、前述の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、申立人及び義妹の国民年金保険料の納付年月日は一致している上、申立人の婚姻期間中において、同

居していた義妹には保険料の未納が無いことを踏まえると、申立期間における申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年10月17日から25年5月25日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和8年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和24年10月17日から25年6月26日まで

私は、A社において、昭和23年6月1日に入社した後、25年8月17日まで、B職として継続勤務していたため、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、昭和23年6月1日にA社に入社後、勤務形態及び業務内容に変更は無く、25年8月17日まで勤務していたものと認められる。

また、申立人と一緒に申立事業所に入社し、同様の業務に就いていたとする同僚は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、一旦、当該資格を喪失して、25年6月26日に再び当該資格を取得していることが確認できる上、同名簿から、申立人及び同僚と同日の23年6月1日に当該資格を取得している者が14人存在し、このうち、申立人以外の13人の同僚は、25年5月25日まで当該被保険者としての記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年10月17日から25年5月25日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立事業所の当該期間の標準報酬月額については、申立人、申立人と同

時期に入社した者等の標準報酬月額記録から判断すると、3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所を承継したC社は、申立期間当時の申立事業所に係る記録は無いため不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、昭和25年5月26日から同年6月26日までの期間については、申立事業所を承継したC社は、申立期間当時の申立事業所に係る人事記録等を保管していないことから、当該期間における厚生年金保険の適用について確認することができない上、複数の同僚に照会を行ったものの、当該期間において厚生年金保険料が控除されていた旨の供述を得ることができなかった。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同様に、昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、25年6月26日に再び当該資格を取得している同僚13人全員が、同年5月25日に、一旦、当該資格を喪失しており、申立期間のうち、当該資格喪失日から同年6月26日までについては、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い上、再取得時には健康保険の整理番号が改めて1番から付番されている。

このほか、申立人に係る当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から同年 9 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が会社を辞めた昭和 49 年 3 月頃に亡き父が行ってくれたと記憶している。

私の申立期間の国民年金保険料については、昭和 53 年 3 月に亡き父から、「51 年 3 月分の保険料を納付した際、これまで納付し忘れていた過去 2 年分の保険料を今月中に一括納付すると、49 年 3 月からの未納期間を埋めることができると教示され、納付してきた。」と聞かされた。

現在所持している昭和 51 年度国民年金保険料領収控を見ても、昭和 51 年 4 月から毎月きちんと保険料が納付されたことを示す領収印が確認できることから、亡き父が遡って保険料を納付したのは 49 年 3 月からであることが明らかであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が会社を退職した昭和 49 年 3 月頃、亡き父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その証拠として、私が所持するオレンジ色の年金手帳の国民年金欄には、初めて被保険者となった日として、『昭和 49 年 3 月 1 日』と記載されている。」と主張しているが、オレンジ色の年金手帳が交付されることになったのは、49 年 10 月以降である上、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、当該被保険者資格取得届の処理年月日欄には 51 年 11 月 9 日と記載されていることから、申立人は、49 年 3 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したと考えられる。

また、申立人は、「亡き父が、昭和 51 年 3 月頃、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、

前後の同手帳記号番号の払出状況等から、同年 11 月以降に払い出されていることが確認できることから、当該払出時期において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿によると、納付等記録欄には、昭和 51 年 11 月 29 日時点で納付可能な 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が、一括納付されている記載が確認できるものの、申立期間の保険料については納付された記載が無く、当該被保険者名簿の納付記録は、国民年金被保険者台帳と一致している。

加えて、申立人は、「昭和 51 年度国民年金保険料領収控には、昭和 51 年 4 月の欄に保険料が領収されていたことを示す認印が押してあり、亡き父から 2 年分の保険料を遡って一括納付したことを聞いた同年 3 月頃、私は、既に国民年金に加入しており、亡き父は申立期間の保険料を納付したはずである。」と主張しているが、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料について、昭和 51 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書には、昭和 51 年 12 月 27 日の領収印が確認できる上、前述の国民年金被保険者名簿による資格取得届処理年月日欄には、同年 11 月 9 日と記載されていることを踏まえると、昭和 51 年度国民年金保険料領収控の認印は、同日以降に押されたものと推認され、申立人が主張するような保険料納付の状況がうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年2月まで

私は、申立期間当時は実家で家事手伝いをしており、国民年金保険料は両親と一緒に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A県B市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和45年9月10日に国民年金被保険者資格を取得し、46年1月から47年3月までの国民年金保険料を申立人の両親と一緒に納付しているが、申立期間直前の同月6日に申立人だけが資格を喪失し、48年3月5日に再び資格を取得していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格喪失日は、昭和46年3月6日と記載され、当該資格喪失に伴う国民年金保険料の還付処理が47年5月に行われていることが確認できる上、オンライン記録によると、46年3月から48年2月までの期間は、国民年金の未加入期間とされていたが、平成22年11月に当該期間に係る国民年金被保険者資格記録が追加処理され、このうち、昭和46年3月から47年3月までの期間については、納付記録が追加処理されていることが確認できる。

これらを踏まえると、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和48年3月の国民年金保険料を同月19日に納付していることが確認できるところ、当該納付日は、申立人の両親の納付日と相違しており、申立期

間中も継続して申立人及びその両親と一緒に保険料を納付した状況はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年9月まで

私は、20歳になった昭和49年*月から、勤務していた会社によって国民年金保険料が給与から引かれていたと記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、勤務していたA社（現在は、B社）が全て行ってくれたと主張しているが、B社は、「会社として国民年金手続及び国民年金保険料徴収に関与したことは無い。厚生年金保険の適用事業所となる前は、個人の判断で国民年金に加入し、各自で国民年金保険料を納付していた。」と回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立期間当時、申立人が住民登録していたC市において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月12日にD市（現在は、E市）において払い出されており、当該払出時点において、申立期間のうち、49年5月から同年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、D市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されてから8か月経過した昭和52年12月26日付けで、遡って納付可能であった申立期間直後の50年10月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付した記録は確認できるが、申立期間の保険料を納付した記録は無い。

これらを踏まえると、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間で

あり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、前述の国民年金被保険者名簿における納付記録は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付については、婚姻前に実父が行っていたはずであり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について、自身は関与しておらず、昭和39年6月の婚姻前に実父が行ったとしているが、申立人の実父は既に他界しており、申立人の主張を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻月から約2年10か月後の昭和42年4月*日にA市において払い出されている上、申立人は、申立期間当時、A市以外に住民登録していないとするなど、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらを踏まえると、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和36年4月に遡って取得したことが推認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、A市及びB市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料が納付された記録が無く、当該被保険者名簿における納付記録は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の実父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。